

国府市・国府交易圏に関する再論

栄原 永遠男

-
- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. はじめに | 3. 国府市と国府交易圏 |
| 2. 古代の市の再検討 | (1) 国府市の定義 |
| (1) 粟津市と「市」 | (2) 地方市と国府市の関係 |
| (2) 小川市 | (3) 国府と市の位置関係 |
| (3) 常陸国の高浜 | (4) 国府市の新設・再編 |
| (4) 出雲国の朝酌促戸渡と忌部神戸 | (5) 市司 |
| (5) 深津市 | (6) 国府交易圏の構造 |
| (6) 木ノ市と内ノ市 | (7) 国の境界と流通経済圏 |
| (7) 海石榴市 | (8) 比国交易 |
| | 4. むすび |
-

論文要旨

本稿は、旧稿や拙著にたいする批判のうち、地方市・国府市・国府交易圏について、私見を再検討することを目的としている。まず、国符による指示によって、郡が交易する地方市を「国府市」と考えたい。すなわち、国符を受けた郡が交易調達するところの、もっとも有力で便宜ある地方市が国府市である。そのような市がない場合、またあっても何らかの問題がある場合には、既存の市が再編成されたり、国府所存郡に新たに市が設定された。したがって、国府市とは、新設をのぞけば、既存の地方市そのものか、それを再編したものである。国符による物資の調達は、有力な市が所在したり国府が所在する特定の郡が、国府のために行うことが多くなるのは当然である。その場合、その市こそ国府市である。また、他の郡が、その郡内にある市で交易調達にあたることもあった。これも国府市である。このような国のための交易調達に利用される流通経済の広がりをも、「国府交易圏」としてとらえる。国司を本司とする市司とは、このような複数の郡による交易調達や、複数の国府市を管轄する機関である。国府交易圏による物質の交易調達は、国という行政区画に規制されているので、国府交易圏とは国を単位として存在する。しかし、国府市は、既存の有力な市である場合が多いので、その国府市をめぐる流通経済が、国の境界をこえて展開していることは有りうる。